

## 平取町ふるさと寄付条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、平取町ふるさと寄付条例（以下「寄付条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (寄付金の受入れ等)

- 第2条 寄付金は、寄付申出書（様式第1号）により受け入れるものとする。
- 2 町長は、寄付の申し出又は収受した寄付金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受け入れを拒否し、若しくは収受した寄付金を返還することができる。
  - 3 町長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

### (寄付金台帳等の作成)

- 第3条 町長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第2号）を作成しなければならない。
- 2 町長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しなければならない。

### (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。